

議案第 50 号

橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙
のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立温水プール設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立温水プール設置及び管理条例(平成21年橋本市条例第37号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

		改正後	改正前
(使用料)	(使用料)	第7条 温水プールの利用者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をえた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を温水プールの使用料として前納しなければならない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めるとときは、後納させることができる。	第7条 温水プールの利用者(以下「利用者」という。)は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会における事由があると認めるとときは、後納せることができる。
2 利用者が市外居住者の場合は、当該利用者は前項に規定する使用料の額に当該額の5割を加算した額を納入しなさい。		3 個人の回数券(11回分)の料金は、前2項に規定する個人の1人1回分の使用料に10を乗じた額とする。	3 利用料金制
(利用料金制)	(利用料金制)	4・5 略	4・5 略
第12条 1・2 略	第12条 1・2 略	3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。	3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)	個人区分	個人区分
		1人1回につき	1人1回につき
個人	小人	191円	200円
	大人	477円	500円
			回数券(11回分)
			2,000円
			5,000円

20人以上50人未満の団体		小人	172円	20人以上50人未満の団体	小人	180円
大人			429円	大人		450円
50人以上の団体		小人	153円	50人以上の団体	小人	160円
		大人	381円		大人	400円
備考	(1)・(2) 暫			備考	(1)・(2) 暫 (3) 市外居住者が利用するときは、使用料の5割を加算する。 (4) 超過時間は、30分以上1時間以内を1単位とし、1単位当たりの超過使用料を100円とする。なお、当該超過使用料の対象は、すべての利用者とする。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
この条例による改正後の橋本市立温水プール設置及び管理条例(以下「新条例」という。)に規定する施設の使用料又は利用料金は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについて適用し、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 新条例の規定により指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。